

○熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例

(平成7年3月16日条例第16号)

改正 平成11年12月20日条例第57号 平成15年3月14日条例第10号

平成16年3月8日条例第9号 平成17年9月30日条例第72号

平成18年12月15日条例第85号 平成28年3月7日条例第11号

令和3年3月26日条例第17号 令和4年10月12日条例第33号

熊本県高齢者及び障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例をここに公布する。

熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例

目次

前文

第1章 総則(第1条—第8条)

第2章 県民及び事業者の意識づくり(第9条—第11条)

第3章 社会環境の整備(第12条—第16条)

第4章 生活環境の整備

第1節 特定建築物等の整備(第17条—第24条)

第2節 住宅の整備(第25条)

第3節 公共車両等の整備(第26条・第27条)

第5章 特別特定建築物に追加する特定建築物等(第28条・第29条)

第6章 雑則(第30条)

附則

私たち1人1人が自立し、住み慣れた家庭や地域社会で共に心豊かで潤いのある生活を営むことは、すべての県民の願いである。

しかしながら、高齢者や障害者をはじめとする社会的に弱い立場にある人々を取り巻く環境のなかには、意識上のあるいは物理的な障壁など様々な障壁が存在している。

私たちは、この様々な障壁を取り除き、県民たれもが共にいきいきと暮らせるような社会を自らの手でつくりあげていかなければならない。

ここにこの使命を深く自覚し、県民1人1人が手を携えながら、この使命の達成に向けて全力を尽くすことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、高齢者、障害者等が自立及び社会的活動への参加を果たせる社会を築くこと(以下「やさしいまちづくり」という。)を目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者、障害者等 高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児を連れた人その他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者をいう。
- (2) 特定建築物 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「法」という。)第2条第18号に規定する特定建築物をいう。
- (3) 建築物特定施設 法第2条第20号に規定する施設をいう。
- (4) 整備施設 建築物特定施設以外の施設のうち、案内標示、歩道その他の規則で定める施設をいう。
- (5) 建築 法第2条第21号に規定する建築をいう。
- (6) 特定建築主 特定建築物の建築(用途の変更をして特定建築物にすることを含む。)をしようとする者又は特定建築物の大規模の修繕(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第14号に規定する大規模の修繕で、建築物特定施設又は整備施設の修繕を含むものに限る。)若しくは大規模の模様替(同条第15号に規定する大規模の模様替で、建築物特定施設又は整備施設の模様替を含むものに限る。)をしようとする者をいう。
- (7) 公共的施設 道路、公園その他の不特定かつ多数の者が利用する施設で規則で定めるものをいう。
- (8) 公共車両等 一般旅客の用に供する鉄道の車両、自動車その他の不特定かつ多数の者が利用するもので規則で定めるものをいう。
- (9) 公立小学校等 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号。以下「施行令」という。)第5条第1号に規定する公立小学校等をいう。

(県の責務)

第3条 県は、やさしいまちづくりに関する総合的な施策を推進する責務を有する。

2 県は、市町村と連携し、かつ、協力して、前項の施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

第4条 削除

(県民の責務)

第5条 県民は、みずから進んでやさしいまちづくりに努めるとともに、県が推進する施策に協力する責務を有する。

2 県民は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるように整備された施設の利用を妨げる行為をしてはならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、みずから進んでやさしいまちづくりに努めるとともに、県が推進する施策に協力する責務を有する。

(基本方針に基づく施策の実施)

第7条 県は、次に掲げる基本方針に基づく施策を計画的に実施するものとする。

- (1) 県民が、やさしいまちづくりに関して理解を深め、積極的に行動できるよう意識の高揚を図ること。
- (2) 高齢者及び障害者が円滑に暮らせる社会環境の整備を推進すること。
- (3) 高齢者、障害者等が円滑に利用できる生活環境の整備を促進すること。

(財政措置)

第8条 県は、やさしいまちづくりに関する施策の推進につき必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 県民及び事業者の意識づくり

(啓発、情報提供等)

第9条 県は、県民及び事業者に対し、やさしいまちづくりに関する啓発活動を推進しなければならない。

- 2 県は、市町村に対し、やさしいまちづくりについての情報の提供及び助言をしなければならない。
- 3 県は、県民及び事業者に対し、やさしいまちづくりについての情報の提供、指導及び助言をしなければならない。

(学習の推進)

第10条 県は、児童及び生徒の高齢者、障害者等に対する理解と思いやりをはぐくむための学習を推進しなければならない。

(ボランティア活動の促進)

第11条 県は、県民及び事業者が高齢者、障害者等の福祉に関するボランティア活動を実践できるよう必要な施策を講じなければならない。

- 2 県は、高齢者、障害者等がみずからその能力に応じ、ボランティア活動を実践できるよう必要な施策を講じなければならない。

第3章 社会環境の整備

(教育等)

第12条 県は、障害者とその年齢、能力並びに障害の種別及び程度に応じ、適切かつ十分な教育が受けられるよう教育の内容及び方法の改善及び充実並びに障害者の教育に関する環境の整備及び調査研究について必要な施策を講じなければならない。

- 2 県は、高齢者及び障害者みずからがその能力向上及び精神的充実を図るための学習の機会を提供し、又はその内容を充実させなければならない。

(雇用の促進等)

第13条 県は、高齢者及び障害者とその能力に応じ、雇用の機会が確保されるよう高齢者及び障害者に適した職種又は職域の維持及び拡大並びに職業能力の開発及び向上について必要な施策を講じなければならない。

2 事業者は、高齢者及び障害者の雇用に関し、その有する能力を正当に評価し、雇用の機会を確保するとともに、適正な雇用管理及び職場環境の整備を行うことによりその雇用の安定を図るよう努めなければならない。

(情報の利用等)

第 14 条 県は、高齢者及び障害者が日常生活及び社会生活において必要な情報を円滑に利用し、及びその意思を円滑に表示できるよう必要な施策を講じなければならない。

2 電気通信及び放送の役務の提供を行う事業者は、当該役務の提供に当たり、高齢者及び障害者の利便を増進するよう努めなければならない。

(スポーツ活動等)

第 15 条 県は、高齢者及び障害者がスポーツ、レクリエーション及び文化に関する活動に参加することができるよう必要な施策を講じなければならない。

(防犯対策等の推進)

第 16 条 県は、高齢者及び障害者が安心して日常生活及び社会生活を送ることができるよう防犯、防災及び交通安全の保持に関し必要な施策を講じなければならない。

第 4 章 生活環境の整備

第 1 節 特定建築物等の整備

(特定建築主等の努力)

第 17 条 特定建築主は、法に定めるもののほか、建築物特定施設を高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするための措置を講ずるよう努めなければならない。

2 建築物特定施設を高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするための措置に関し特定建築主の判断の基準となるべき事項は、規則で定める。

3 特定建築主及び公共的施設を新設し、又は改良しようとする者(以下この節において「特定建築主等」という。)は、整備施設を高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするための措置を講ずるよう努めなければならない。

4 整備施設を高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするための措置に関し特定建築主等の判断の基準となるべき事項は、規則で定める。

(高齢者、障害者等の意見聴取)

第 17 条の 2 特定建築主等は、特定建築物又は公共的施設(次条において「特定建築物等」という。)の設計及び施工に当たっては、高齢者、障害者等の意見を聴くよう努めなければならない。

(指導及び助言並びに指示等)

第 18 条 知事は、特定建築物等について第 17 条第 1 項及び同条第 3 項に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定建築主等に対し、第 17 条第 2 項及び同条第 4 項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、特定建築物等の設計及び施工に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 知事は、特定建築物等のうちその種類及び規模について規則で定めるものの建築物特定施設及び整備施設を高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするための措置が第17条第2項及び同条第4項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、特定建築主等に対し、その判断の根拠を示して、当該特定建築物等の設計及び施工に係る事項のうち建築物特定施設及び整備施設を高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするための措置に関するものについて必要な指示をすることができる。
- 3 第1項の規定による指導及び助言は、特定建築物の増築、改築、特定建築物への用途の変更及び特定建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替(以下この項において「増築等」という。)をする場合にあっては、増築等に係る部分以外の部分についても行うことができる。
- 4 知事は、第2項の規定の施行に必要な限度において、規則で定めるところにより、特定建築主等に対し、特定建築物等の設計及び施工に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物等若しくは特定建築物等の工事現場に立ち入り、特定建築物等、建築設備、施設設備、書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。)その他の物件を検査させることができる。
- 5 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 6 第4項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(事前協議)

第19条 特定建築主等のうち規則で定める者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、工事の内容について知事に協議しなければならない。当該協議した内容を変更しようとするときも、同様とする。

(勧告)

第20条 知事は、前条の規定に違反して、工事に着手しようとする者及び工事に着手した者に対して、当該工事の内容について協議を行うべきことを勧告することができる。

(公表)

第21条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わない場合は、規則で定めるところにより、当該勧告の内容を公表することができる。

- 2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、意見の聴取を行わなければならない。

(特定建築物等の所有者等の努力)

第 22 条 特定建築物の所有者又は管理者(次項及び次条において「特定建築物の所有者等」という。)は、建築物特定施設及び整備施設を高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするための措置を講ずるよう努めなければならない。

2 建築物特定施設及び整備施設を高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするための措置に関し特定建築物の所有者等の判断の基準となるべき事項は、法第 14 条第 1 項に規定する建築物移動等円滑化基準並びに第 17 条第 2 項及び同条第 4 項に規定する事項とする。

3 公共的施設の所有者又は管理者(次項及び次条において「公共的施設の所有者等」という。)は、整備施設を高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするための措置を講ずるよう努めなければならない。

4 整備施設を高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするための措置に関し公共的施設の所有者等の判断の基準となるべき事項は、第 17 条第 4 項に規定する事項とする。
(管理努力)

第 23 条 特定建築物の所有者等及び公共的施設の所有者等は、建築物特定施設及び整備施設を高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするための措置が講じられている部分に関し、補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持するよう努めなければならない。

(国等に関する特例)

第 24 条 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体(次項において「国等」という。)については、第 18 条から第 21 条までの規定は、適用しない。

2 知事は、第 17 条第 1 項及び同条第 3 項に規定する措置が講ぜられるよう、国等に対し、同条第 2 項及び同条第 4 項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、必要な要請をすることができる。

第 2 節 住宅の整備

(整備への努力)

第 25 条 県民は、自らの身体の機能の低下等に際しても、その所有する住宅を円滑に利用できるようにするための措置を講ずるよう努めるものとする。

2 住宅を供給する事業者は、当該住宅について、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするための措置を講ずるよう努めるものとする。

第 3 節 公共車両等の整備

(公共車両等の利用)

第 26 条 県は、高齢者、障害者等が公共車両等を円滑に利用することができるよう必要な施策を講じなければならない。

2 公共車両等の所有者又は管理者(次条において「公共車両等の所有者等」という。)は、その所有し、又は管理する公共車両等について、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするための措置を講ずるよう努めなければならない。

(整備状況の報告等)

第 27 条 知事は、公共車両等の整備を促進するために必要があると認めるときは、公共車両等の所有者等に対して、当該公共車両等の整備状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、前項の報告があったときは、公共車両等の所有者等に対して、必要な指導及び助言をすることができる。

第 5 章 特別特定建築物に追加する特定建築物等

(特別特定建築物に追加する特定建築物)

第 28 条 法第 14 条第 3 項の規定により条例で定める特定建築物は、小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校（これらのうち公立小学校等を除く。）並びに高等学校、大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校とする。

(基準適合義務の対象となる特別特定建築物の規模)

第 29 条 法第 14 条第 3 項の規定により条例で定める建築の規模は、施行令第 5 条第 1 号、第 2 号、第 8 号、第 9 号、第 10 号、第 11 号及び第 12 号に規定する特別特定建築物(公立小学校等、児童厚生施設その他これに類するもの、ボーリング場及び遊技場を除く。)に限り 1,000 平方メートルとする。

第 6 章 雑則

(規則への委任)

第 30 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 12 条第 2 項及び第 4 章の規定は、同年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年 12 月 20 日条例第 57 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 3 月 14 日条例第 10 号)

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 3 月 8 日条例第 9 号)

1 この条例は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の際現に建築又は修繕若しくは模様替の工事中の特別特定建築物については、改正後の熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例第 5 章の規定は、適用しない。

附 則(平成17年9月30日条例第72号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年12月15日条例第85号)

- 1 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に建築又は修繕若しくは模様替の工事中の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第4条第22号の特定建築物については、この条例による改正後の熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例の規定は、適用しない。

附 則(平成28年3月7日条例第11号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月26日条例第17号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年10月12日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。